

<h2 style="margin: 0;">回 答 書</h2>

業務名: 五本松公園基本・詳細設計業務

質問 No.	様式・冊子名	ページ No.	質問内容	回答
1	実施要領	1	年度ごとに費用内訳が示されているが、業務の途中段階で基本設計等の部分納品が必要との理解でよいか。	必要ありません。
2	実施要領	2	求められる実績は 11,000 m ² 以上の都市公園または都市緑地の基本設計となっているが実施設計でもよいか。また都市公園や都市緑地ではないが、史跡整備は含まれるか。	参加資格は実施要領5. (5)のとおりであり、実施設計や史跡整備は含まれません。
3	実施要領	4	企画提案書はA4版10枚以内となっているが、A3版5枚以内としてもよいか。また、A4版のみの場合は、横使いでもよいか。	A3判の使用は不可とし、実施要領の規定通りA4判10枚以内としてください。なお、A4判用紙の方向(縦・横)については、特に指定はありません。
4	実施要領 (各種様式)	様式1	参加申込書(様式1)の申請者は、本社名で実印を押印する様式となっているが、委任状(様式3)を提出する場合は、申請者は受任者名とし使用印を押印して提出してもよいか。	ご理解のとおりです。
5	実施要領 (評価項目・基準)	-	「本業務を実施する上で適切な業務実績を何件有しているか」とあるが、5件で満点など、具体的な評価基準はあるか。	具体的な評価基準については非公表です。ご提示いただいた実績と本業務との関連性、規模、内容などを総合的に審査いたしますので、適切と思われる実績をご提示ください。
6	仕様書	1	基本設計・実施設計における雨水排水設計には、調整池の設計は含まないとの理解でよいか。公園内に調整池が必要かどうか関係機関と協議済であれば、検討状況を教えてほしい。	本業務に調整池の設計は含んでいません。本業務で設計を行うことになった場合には、業務内容・業務量に応じ設計変更(変更契約)対象とします。
7	仕様書	2	パース図作成・指示(3D)のランドスケープデザインに関する指示・監修とは、別途業務で作成予定のパースに関する指示・監修を行うとの理解でよいか。またその場合は、どのような業務で作成する予定か。	本業務には3Dパース図の作成を見込んでいます。3Dパース図の作成は専門的な技術を要することから、受託者からの外注を想定しており、仕様書4.1.1-1⑨の「指示・監修」は、その際の技術的指導や監修を見込んでいます。

質問 No.	様式・冊子名	ページ No.	質問内容	回答
8	仕様書	2.4	北側交差点部分にある公衆トイレは解体予定か。また解体する場合の解体設計は含まれるか。公衆トイレを移築する場合、建築設計は含まれるか。	現在、公衆トイレの解体・移築を行う予定はなく、それに伴う設計は含まれていません。
9	仕様書	2.4	北側交差点角歩道等にある公衆トイレは、改修や撤去は行わず、本業務の設計対象外との理解でよいか。	
10	仕様書	2.4	五本松公園の基本設計と実施設計の仕様項目として、関係機関等との協議(3機関(上水・下水・電気)、1機関あたり3回を想定)と記載があるが、基本設計と実施設計のそれぞれで3機関あたり3回実施を想定している(合計3機関×3回×2=18回)という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
11	仕様書	2.4	モニュメント再配置設計の対象は、公衆トイレ前に設置されているモニュメント1基との理解で良いか。	再配置設計の対象となるモニュメントは、公衆トイレ前に設置されているものを含め、合計4基となります。
12	仕様書	3	全体調整業務(基本設計段階)における関係者調整会議のうち、連絡調整会議及びデザイン調整会議の想定回数は何回程度か。	6回を見込んでいます。
13	仕様書	3.5	基本設計・実施設計のそれぞれの段階において、関係者調整会議の企画運営が項目にあるが、それぞれ何回程度の開催を予定しているか。	基本設計で6回、詳細設計で4回を見込んでいます。
14	仕様書	5	全体調整業務(詳細設計段階)における関係者調整会議のうち、連絡調整会議及びデザイン調整会議の想定回数は何回程度か。	4回を見込んでいます。
15	仕様書	3.5	調整会議の想定メンバー(参加者)は決まっているか。	全体調整の範囲について、現在は関係11課で構成する定例会議を基本としています。本業務の受託者には、当該定例会議の中から協議内容に応じて必要な関係部署を招集し、円滑な計画調整を図っていただくことを想定しています。なお、必要に応じて上記以外の関係課を追加する場合があります。
16	仕様書	3.5	全体調整の範囲は、五本松公園と隣接する(仮称)まちづくり拠点支援施設、(仮称)子ども未来館の計画調整との理解でよいか。	

質問 No.	様式・冊子名	ページ No.	質問内容	回答
17	仕様書	3.5	会議運営には、会場の手配および会場設営は含まれるか。	会場の手配・設営業務は、本市にて実施します。受託者は、会議の円滑な進行に係る運営補助業務（資料作成や進行補助、議事整理等）を担っていただくことを見込んでいます。
18	仕様書	3.5	現時点で想定される工区分けをご教示頂きたい	仕様書3ページ「1-3①」及び5ページ「2-3 ①」に記載のとおり、工程計画に合わせた工区割の検討につきましては、本業務の中で実施していただきます。 なお、参考として、現在本市が公募している「(仮称)子ども未来館整備運営事業」の公募型プロポーザルにおいて、募集要項等に関する質問に対し、各施設の想定スケジュールを次のとおり回答しています。 2026年度(令和8年度) 4月 クラゲ館移築設計着手 7月 五本松公園設計着手 9月 (仮称)まちづくり支援拠点施設 供用開始 3月 クラゲ館移築工事着手 2027年度(令和9年度) 中 クラゲ館移築工事、供用開始 2028年度(令和10年度) 中 五本松公園整備工事着手 2029年度(令和11年度) 1月 (仮称)子ども未来館供用開始 中 五本松公園供用開始
19	仕様書	8	図1の調整範囲は公園隣接地に含むのか。含まない場合、設計対象となった場合は変更契約の対象となるか。また、何を調整することを想定しているか。	図1に示している調整範囲は、現時点において本業務の設計対象(公園隣接地)に含んでいます。 今後の業務実施に伴う関係機関等との協議の結果、当該範囲や業務内容等に変更が生じた場合には、設計変更(変更契約)の対象となります。調整項目としては、本範囲が(仮称)子ども未来館と近接しているため、工事内容の分担等を(仮称)子ども未来館担当課と調整していくことを想定しています。
20	-	-	対象範囲の測量データ(CAD データ)は提供頂けるのか。	提供可能です。
21	-	-	未来館やクラゲ館の建築確認申請時に必要になると考えられる60条証明等の開発許可に関する事前協議等は建築設計側で対応頂くという認識でよいか。	都市計画法施行規則第60条に基づく適合証明書等の開発許可に関する事前協議等は本業務には含まれていません。(仮称)子ども未来館やクラゲ館の担当部局で対応します。
22	-	-	「五本松公園周辺地区 都市再生整備計画」の中でせせらぎ整備事業という項目があるが、こちらは、北側交差点角歩道等の設計対象内にある水路が対象との理解でよいか。またせせらぎ整備事業は、別途検討されているとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。当該箇所の構造物整備は別途他事業にて行われます。本業務においては整備後の地上部における修景設計を業務範囲として見込んでいます。

質問 No.	様式・冊子名	ページ No.	質問内容	回答
23	-	-	五本松公園のR7年度基本計画は閲覧可能か。	「五本松公園・周辺付帯施設の再整備基本計画」の閲覧は可能です。